

規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二十八号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第五項中「第二項第六号」を「第二項第七号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。